







運輸安全委員会は、令和7年10月30日(木)、船舶事故等調査報告書をホームページで公表しました

- ・  ロールオン・ロールオフ貨物船白虎ケミカルタンカーULSAN PIONEER衝突 (愛媛県今治市梶取ノ鼻北北東方沖 (来島海峡航路西口付近) 令和3年5月27日発生)
- ・  遊漁船仲政丸釣り客死亡 (和歌山県日ノ御埼西方沖 令和7年1月26日発生)
- ・  【経過報告】掃海艇うくしま火災 (福岡県宗像市大島沖 令和6年11月10日発生)
- ・ 船舶事故調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (25件) [ 128KB]
- ・ 船舶インシデント調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (1件) [ 49KB]
- ・ 船舶事故等調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (軽微) (36件) [ 154KB]

上記事故のうち、東京(委員会事務局)の船舶事故調査報告書2件について、“概要版”を作成しました
公表された調査報告書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は運輸安全委員会のHPでご確認ください

① ロールオン・ロールオフ貨物船A(11,454トン) ケミカルタンカーB(2,696トン) 衝突

夜間、来島海峡航路西口付近において、A船は、南西進中、B船は、北東進中、両船が衝突し、A船は、左舷中央部に破口を生じて沈没し、船長及び乗組員2人が死亡したほか、乗組員5人が負傷し、また、B船は、球状船首に曲損等を生じたが、死傷者はいなかった

② 遊漁船A(9.1トン) 釣り客死亡

和歌山県日ノ御埼西方沖において、遊漁船Aは、遊漁を終えて帰航中、釣り客1人が落水して死亡した

海難防止への
インフォメーション

① ロールオン・ロールオフ貨物船A(11,454トン) ケミカルタンカー-B(2,696トン) 衝突

(夜間、来島海峡航路西口付近において、A船は南西進中、B船は北東進中、両船が衝突し、A船は沈没し、船長及び乗組員2人が死亡したほか、乗組員5人が負傷し、B船は球状船首に曲損等を生じたが、死傷者はいなかった)

【事故概要】 夜間、来島海峡航路西口付近において、ロールオン・ロールオフ貨物船A(11,454トン、12人乗組、車両284台及びシャーシ44台積載)は、同航路西口を出て安芸灘南航路に向けて南西進中、ケミカルタンカー-B(2,696トン、13人乗組、氷酢酸2,996t積載)は、来島海峡航路西口に向けて北東進中、両船が衝突した

【発生日時】 令和3年5月27日23時53分38秒頃
 【発生場所】 来島海峡航路西口付近
 【死傷者】 A船:死亡3人、負傷5人
 B船:なし
 【損傷等】 A船:左舷中央部に破口を生じて沈没
 B船:球状船首に曲損等

本事故当時の通航方法(南流)



- 船舶は、原則右側航行
- 本航路は、潮流の向きによって通航方向が変わる
- 南流時、船舶は左側航行となり、航路出入口で進路が交差する



全長約170m、11,454トン



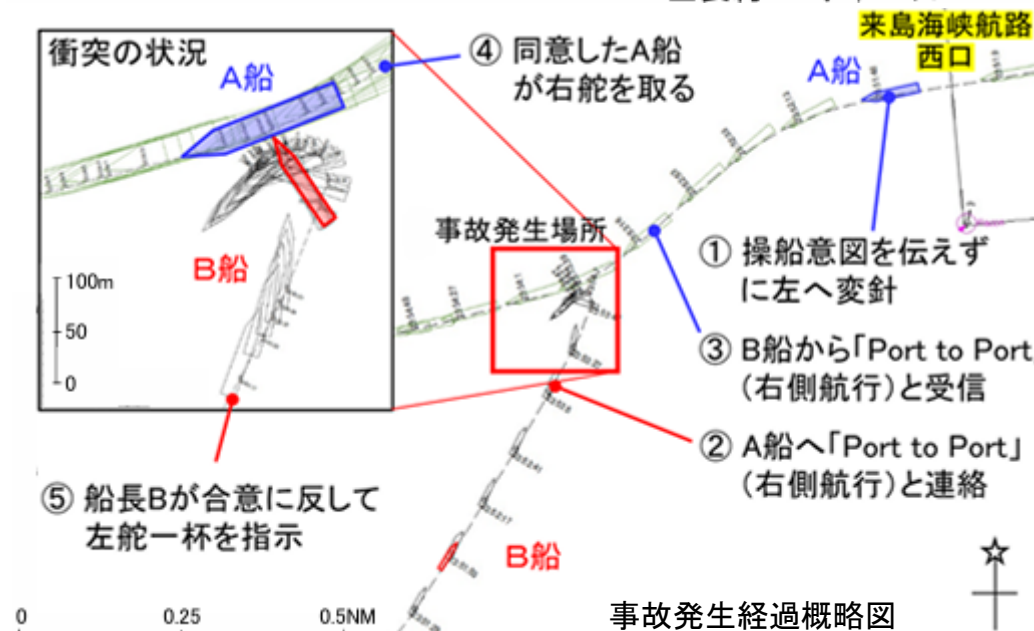
全長約90m、2,696トン

《原因 報告書P80~81》 夜間、A船とB船は、来島海峡航路西口付近でお互いの進路が交差する状況で接近し、次のことから衝突したと考えられる

- A船**
- 航海士Aは、B船と衝突のおそれがないと判断して1M程度まで接近したとき、操船意図を無線で伝えず左舵を取り、針路を南西方向に向けて航行し、両船が短時間のうちに接近した
 - 船長Aが在橋せず、見張り、状況判断及び無線交信を適切に行う体制でなかった
- B船**
- 船橋内が混乱する中、航海士Bが、A船に無線で両船が左舷側を対して通過する意図を伝え、同意したA船が右転したものの、船長Bが同意に反して左舵一杯を指示して、左転した
 - 計画どおりの速力調整等を行わず同航路に近づいてから通航経路を変更した。また、船長Bの昇橋時機が遅れた(見張り及び状況判断に影響)

《再発防止策 報告書P82》

- 操船者は、他船の動静を監視し、動静を思い込みで判断することなく、早めにVHFの交信を積極的かつ適切に行うことにより、互いの操船意図を確認すること
- 操船者は、目視見張りとレーダー等から得られた情報を十分理解した操船ができる能力を養うこと
- 船長は、船員法や運航基準に定める海域において、自ら操船指揮を行い、自船の安全が確認された後に航海士へ操船を引き継ぐこと
- 安全管理規程、安全管理マニュアル等に定められた当直体制を守ること
- 輻輳する狭水道等を航行する際の準備(進路・当直体制・速力等の調整)を行うこと



* 本調査報告書は、R7.10.30に公表されました。 詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい

事故発生経過概略図

海難防止への
インフォメーション

② 遊漁船A(9.1トン) 釣り客死亡

(和歌山県日ノ御埼西方沖において、遊漁船Aは、遊漁を終えて帰航中、釣り客1人が落水して死亡した)

【事故概要】 海上風警報が発表されている中、遊漁船A(9.1トン、1人乗組、釣り客5人)は、北北西方からの風と波を(左舷やや後方から)受ける状況下、日ノ御埼西方沖での遊漁を終え、東方に向けて帰航中、釣り客1人が落水して死亡した

《原因・背景等》

- ◎ **A船は、甲板上の釣り客の安全が確保されていない状態で帰航を開始し、帰航中に北北西方からの風波を左舷やや後方から受けたことによる船体動揺により、左舷甲板にいた釣り客Aが落水した可能性がある**
- **船長が、釣り客Aが行方不明となっていることに気付くのが遅れたことは、釣り客Aの捜索・救助に時間を要したことに関与したと考えられる**

【発生日時】 令和7年1月26日(12時00分頃～12時05分頃の間)

【発生場所】 和歌山県日ノ御埼西方沖

【死傷者】 死亡1人(釣り客A)

【損傷等】 なし

《再発防止策》

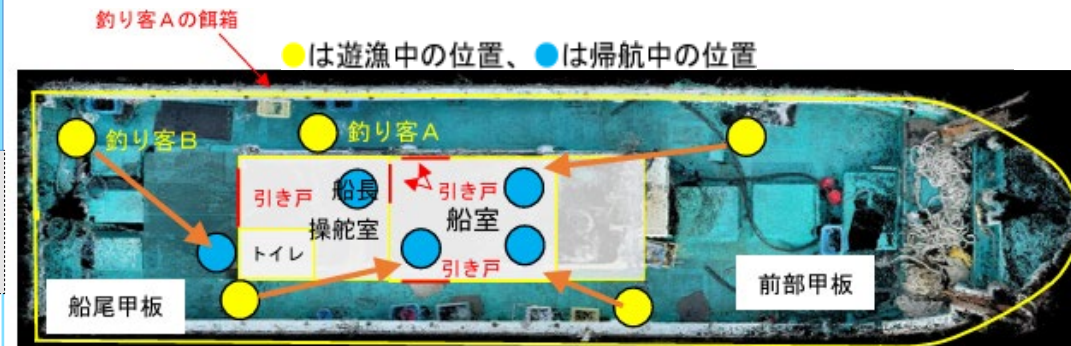
- (1) 遊漁船の船長は、航行中の船体動揺による落水等の事故を防ぐため、あらかじめ釣り客を船室に移動させたり、甲板上の釣り客に対しては、重心を低くして固定物につかまらせたり、舷側から離れさせたりするなど、安全が確保されたことを確認してから航行を開始すること。航行中は釣り客が立って甲板上を移動することがないように注意喚起を行うこと
- (2) 遊漁船の船長は、航行中及び釣り中は、釣り客が落水しないよう、釣り客の位置及び姿勢を常に監視しておくこと。また、船長は、構造物などの死角により釣り客を監視できない場合は、釣り客を監視できる位置へ移動させること
- (3) ～ (5) は省略



本船(左舷船首方から)



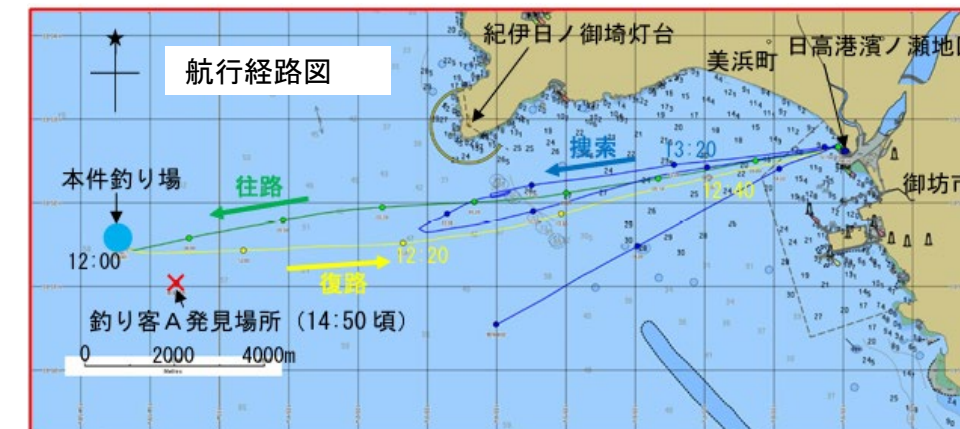
本船(右舷船尾方から)



船長及び釣り客の遊漁中及び帰航中の位置



左舷側甲板(船首から見る)



* 本調査報告書は、R7.10.30に公表されました。詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい